

中期目標	中期計画	令和3年度計画
<p>第1 はじめに</p> <p>宮崎県立看護大学（以下「看護大学」という。）は、開学以来、質の高い看護職者を育成するなど、本県の保健、医療、福祉の向上に大きく貢献してきた。</p> <p>しかしながら、少子高齢化の進行等により、大学を取り巻く環境や、大学に求められる役割が大きく変化する中、地域に根ざす大学として、将来にわたって県民の期待に応えるためには、新たな課題や様々な状況の変化等に適時・的確に対応していく必要がある。</p> <p>そこで、宮崎県では、看護大学が自らの責任と判断により効率的で効果的な大学運営を行い、魅力ある大学へと改革することができるよう地方独立行政法人制度を活用することとし、大学像である「地域社会と連携し、本県の保健・医療・福祉の充実に貢献する大学」の実現を目指し、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）を設立した。</p> <p>理事長及び学長のリーダーシップの下、法人が自主的・自律的な大学運営・大学改革に取り組み、目指す大学</p>		

像の実現を図るため、宮崎県は必要な支援に努めるとともに、次のとおり中期目標を定め、法人に指示する。

＜基本的な方向＞

1 質の高い教育の実施

看護の対象である人間を総合的に理解する能力や豊かな人間性、科学的根拠に基づいて自律的に判断し実践できる能力を身に付け、地域社会の看護分野を支える人材を育成する。

2 研究の活性化

時代や地域社会のニーズに応える質の高い研究に積極的に取り組み、研究水準の向上を図る。

3 地域社会への貢献

医療機関や他大学、県等と連携して、研究の成果等を地域社会に還元する等、地域貢献の取組を積極的に推進する。

4 効率的かつ効果的な法人運営

社会の変化に機動的に対応できる運営体制を確立するとともに、経営基盤の強化を図る。

第2 中期目標の期間等

1 中期目標の期間

平成29年4月1日から令和5年3月31日まで

2 数値目標

県内就職率（学部卒業生で就職した者のうち県内医療機関等に就職した

<p>者の割合)を50%以上とする。</p> <p>※ 平成25～27年度の県内就職率の平均は40.8%</p> <p>3 教育研究上の基本組織</p> <p>この中期目標を達成するため、教育研究上の基本組織として、看護学部看護学科、大学院看護学研究科、看護研究・研修センター、附属図書館及び別科助産専攻を置く。</p>		
<p>第3 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の内容</p> <p>ア 学部</p> <p>① 看護の対象である人間を総合的に理解する能力と豊かな人間性を養い、看護職者としての自覚と誇りを持った人材を育成する。</p> <p>② 看護職者として、科学的根拠に基づく優れた状況対応能力と、高度な実践力を身に付けた人材を育成する。</p>	<p>第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の内容</p> <p>ア 学部</p> <p>① 教養教育と専門教育が連動した体系的な教育を実施するとともに、教育課程の継続的な評価・見直しを行う。</p> <p>② 看護職者として長期的ビジョンに立ったキャリア形成ができるようキャリア教育を充実する。</p>	<p>第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>※ <u>以下の計画を実施する際には、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて実施内容、方法を検討し、感染防止策を講じながら適切に実施する。(大項目第2から第5の各計画についても同じ。)</u></p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の内容</p> <p>ア 学部</p> <p>①-1 体系的な教育課程について効果的にガイダンスを行うとともに、教務委員会を中心に分野・領域間の連携を推進し、到達目標、教育内容を検討し、教育課程の充実を図る。特に新入生に対する導入教育を強化する。</p> <p>①-2 教育の目的・目標に照らして、学生の主体的学修を促し、自己評価能力と科学的・論理的思考力及びその表現力を強化するための授業内容・方法の工夫を各分野・領域が連携して行うとともに、教育改善に繋がる学生・教員による授業評価および4年生に対する卒業時評価を行う。</p> <p>①-3 2022年度開始予定の新カリキュラムに向け、4月に文部科学省への教育課程の変更申請を行うとともに、新カリキュラムに向けた準備を行う。</p> <p>②-1 教務委員会、学生委員会及び就職対策委員会等学内委員会の連携を強化し、学生が入学当初から将来に展望をもって主体的に学修できるように、学年進行に合わせた体系的なキャリア教育を行う。</p> <p>②-2 臨地実習において、実習目的・目標・方法及び課題や成果について実習施設との共通認</p>

<p>③ 保健医療福祉活動に関心を持ち、県民の健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成する。</p>	<p>③ 学生が主体的に学ぶ姿勢や科学的思考を育むための授業内容の工夫や指導方法の改善を図る。</p> <p>④ 県内の医療機関や行政機関等と連携して、地域の課題に取り組む実践的な教育を行う。</p>	<p>識を図り、大学教員と施設の看護職が協働し、指導体制を充実できるようにする。特に新たな実習施設において、実習環境を整える。</p> <p>③ 各科目では、適切な評価規準（観点）・評価基準（尺度）を用いた成績評価を行い、評価方法を学生に周知するとともに、学生の学習意欲や思考力、判断力、主体性等が高まるよう授業改善を行う。また、遠隔授業を含む多様な授業の在り方を検討する。</p> <p>④-1 「臨地実習」「健康支援演習」「ボランティア活動」等の履修や、地域貢献活動への参加など、体験を通じた学びが深まるように、医療機関や行政機関等との協働・連携を進める。また、地域包括ケアや周産期医療などに関する地域の健康課題への取り組みを学修できる実習施設を増やしていく。</p> <p>④-2 保健師課程では、地域の健康課題解決に取り組む実践的教育を推進する。また、2022年度からは大学院での保健師教育開始を予定しているため、これまでの学部における保健師教育の総括評価に着手する。</p>
<p>イ 大学院</p> <p>① 地域に根ざした看護の質的向上を目指して、看護学としての専門性を追究し、人々の健康支援に有用な活動を展開し得る看護実践者・看護学教育者・看護研究者を育成する。</p>	<p>イ 大学院</p> <p>① 専門科目と共通科目が連動した体系的な教育を実施するとともに、教育課程の継続的な評価・見直しを行う。</p>	<p>イ 大学院</p> <p>①-1 教員による授業評価についてはその評価方法および内容を見直す。また、学生による授業評価については、その方法を見直す。</p> <p>①-2 2022年度の保健師教育課程の大学院化に向け、カリキュラムを完成させ、教育課程の変更申請を行う。</p>
<p>ウ 別科</p> <p>① 生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性、多職種と連携・協働できる協調性及び深く高度な専門的知識・技術を修得し、県民の母子保健・医療・福祉に貢献できる実践力を持つ助産師を育成する。</p>	<p>ウ 別科</p> <p>① 基礎と実践が連動した体系的な教育を実施するとともに、教育課程の継続的な評価・見直しを行う。</p> <p>② 地域志向を育むカリキュラムや地域への愛着を育み県内就職につながる実習体制等を構築する。</p>	<p>ウ 別科</p> <p>① 教員及び学生による授業評価の結果を全教員で引き続き共有し、教育内容・方法の改善に活用する。また、分娩介助実習評価表より、継続的な教育課程の評価・見直しを行う。</p> <p>② 前期実習は宮崎県内3カ所の基幹病院、後期実習は基幹病院と連携している1次診療所・病院・助産院・市役所の連携実習を行うことにより、県内の周産期医療の重要性を学び、県内就職への動機づけを行う。</p>

<p>(2) 学生の確保 ア 学部</p> <p>① 優秀な学生や目的意識の明確な学生を確保するため、アドミッション・ポリシー（看護大学が求める学生像及び学生の選抜基準を示した入学受入方針）や教育内容を的確に伝えられるよう、広く情報発信を行う。</p> <p>② 優秀な県内からの受験者の増加を目指し、現行の募集定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</p>	<p>(2) 学生の確保 ア 学部</p> <p>① 本学が期待する入学者像を分かりやすく示した大学案内等を作成し、ホームページに掲載する。また、オープンキャンパス、高校訪問及び入試説明会等を積極的に行うことで、本学への理解を深め、県内高校生の看護学への関心を喚起する。</p> <p>② 多様な人材の確保に留意しつつ、入学後の追跡調査の結果等の分析を行った上で、入学者選抜方法等を見直す。</p>	<p>(2) 学生の確保 ア 学部</p> <p>①-1 大学のアドミッション・ポリシーについて、大学案内「キャンパスガイドブック」「看護大からこんにちは」などにより学外ホームページを通して周知する。令和2年度に行った学外ホームページリニューアルを機に、入試に関連するアドミッション・ポリシーなどの項目をわかりやすく探せるページ構成に改良する。 オープンキャンパスを実施し、本学の魅力や入試情報を積極的に広報する。</p> <p>①-2 本学の魅力を広く伝え、県内高校生の看護学への関心を高めるため、高校訪問及び模擬講義・進学説明会に積極的に取り組む。</p> <p>②-1 入試と入学後の成績について様々な観点から分析を行い、入学者選抜方法の見直しの検討を行う。特に、地域推薦入学生の入学後の成績分析結果から、地域推薦入試制度の見直しを継続して行う。</p> <p>②-2 文部科学省が進める一連の大学入学者選抜改革に合わせた本学の入学者選抜方法について、引き続き検討を行う。</p> <p>②-3 地域推薦入試について、市町村との意見交換により明らかになった課題や学生の入学後の学力等の状況を踏まえ、関連する委員会と連携した学生支援を行い、本入試のあり方を引き続き検討する。</p>
<p>イ 大学院</p> <p>① 実践経験を経て、高度な専門知識の修得意欲や課題認識を持つ学生を確保するため、アドミッション・ポリシーや教育内容を的確に伝えられるよう、効果的な情報発信を行う。</p> <p>② 優れた看護実践能力を持つ多様な人材を確保するため、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</p> <p>③ リカレント教育の場として、社会人学生が就学しやすい環境の整備に</p>	<p>イ 大学院</p> <p>① 本学が期待する入学者像を分かりやすく示した大学案内等を作成し、ホームページに掲載するとともに、県内医療機関や本学卒業生等への情報提供を行う。</p> <p>② 看護実践力を有する社会人学生を大学院に積極的に受け入れるため、県内医療機関と連携し、入学資格認定制度を周知するとともに、入学者選抜方法の改善を検討する。</p> <p>③ 科目等履修制度の充実等、社会人学生が学修・研究に取り組みやすい</p>	<p>イ 大学院</p> <p>①-1 大学案内、リーフレット及びホームページに新しい情報を掲載する。オープンキャンパスを実施し、入試情報などの広報を行う。</p> <p>①-2 オープンキャンパスや公開講義、説明会等により、学部生及び医療機関への大学院の説明、広報を行う。</p> <p>② 初めてとなる保健師教育課程の入試を実施し、その結果を踏まえ、社会人学生をはじめ、学部から直接進学する学生にも配慮した入学者選抜方法について検討する。</p> <p>③-1 社会人、遠方の院生が受講しやすいように遠隔講義システムを積極的に活用する。</p>

<p>取り組む。</p>	<p>環境を整備する。</p>	<p>③-2 院生へのアンケート調査を行い、その結果をもとに、学修環境の整備などを行うとともに、学生の研究に必要な費用の負担に関して検討を行う。</p>
<p>ウ 別科</p> <p>① 県内に助産師として就職する意思を有する優秀な学生を確保するため、アドミッション・ポリシーや教育内容を的確に伝えられるよう、広く情報発信を行う。</p> <p>② 県内の医療機関の助産師に対するニーズを踏まえ、募集定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</p>	<p>ウ 別科</p> <p>① 本学が期待する入学者像を分かりやすく示した大学案内等を作成し、ホームページに掲載するとともに、県内医療機関や看護師養成所、本学学部生等への情報提供を行う。</p> <p>② 関係団体の協力を得て社会人看護師の進学を促進するため、県内の医療機関等に勤務する社会人看護師を対象とした特別入試を行う。</p> <p>③ 助産師を志す優秀な学部生に対しては、学内進学者を対象とした特別入試を行う。</p>	<p>ウ 別科</p> <p>① 本学のアドミッション・ポリシーについて、大学案内やホームページで十分に周知する。また、オープンキャンパスの実施により本学の魅力や入試情報を積極的に広報する。</p> <p>② 県内の産科医療施設における助産師数の増加を目指し、産科医療施設の推薦を受けた社会人看護師の推薦枠の検討を行った上で、特別入試を行う。</p> <p>③ 学部の優秀な学生を確保するため、学内の推薦基準の見直しと推薦枠の検討を行い、特別入試を行う。</p>
<p>(3) 教育の実施体制</p> <p>① 教育組織及び教育環境を充実・強化する。</p> <p>② 教員の教育・研究能力や業績を公平かつ客観的に評価し、その結果を活用して教育の質の改善・向上を図る。</p>	<p>(3) 教育の実施体制</p> <p>① 地域社会が本学の教育研究活動に期待する役割を常に意識しながら、教育組織の見直しや教員の適正配置を行う。</p> <p>② 教員による相互評価や研修の実施など授業内容・方法を改善・向上させるための組織的な取組（ファカルティ・ディベロップメント）を充実・強化する。</p> <p>③ 留学生の受入れや学生の海外留学に対する全学的な支援体制を強化す</p>	<p>(3) 教育の実施体制</p> <p>① カリキュラム改編に伴う実施・運営を効果的に進めるため、教育組織を見直し教員の適正配置を行う。</p> <p>②-1 教育・研究活動の質の向上を図るため、将来構想・自己点検評価委員会の専門部会であるFD・SD専門部会*等において研修を企画し、職員の能力開発を積極的に支援する。 ※ FD・SD専門部会・・・教職員の資質向上を図るため、FD（教員が授業内容・方法を改善し向上させるための）活動やSD（事務職員や技術職員などの職員が管理運営や教育・研究支援の資質向上のための）活動を支援することを所掌する。</p> <p>②-2 授業評価システムについて、授業内容・方法の適切な改善につながるシステム構築に向けて引き続き検討する。</p> <p>③-1 国内・海外での新型コロナウイルス感染症の収束状況等に応じ、短期海外派遣奨学金プログラム、短期海外研修プログラム、留学生受け入れプログラムの開催可能を検討する。開催</p>

	<p>る。</p> <p>④ 図書館の館内環境の整備や、ICTを積極的に活用した学修環境の充実に取り組む。</p> <p>⑤ 教員の能力や業績を公平かつ客観的に評価する制度を導入する。また、その評価結果に基づいて、教員の能力開発や教育の質的向上を促す仕組みを導入する。</p> <p>⑥ 大学院では、専攻分野の専門性を高めるため、研究指導や教育支援体制の改善に努め、細やかな教育研究指導を行う。</p>	<p>できる状況になった場合、派遣学生に対し、安全面・健康面の指導・支援を十分に行い実施する。</p> <p>③-2 ③-1と同じ</p> <p>③-3 今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で短期留学生の受け入れが難しいため、オンラインでの学生交流を企画する。</p> <p>④-1 学生図書委員の協力を得て、図書館に対する利用者ニーズの把握に努め、ニーズに即した学修環境の提供を図る。</p> <p>④-2 新たな図書館システムを導入し、その円滑な運用を図るとともに、文献検索データベースの利用研修等を充実するなど、学修及び研究環境の向上を図る</p> <p>④-3 ICT推進に関するビジョンを明確にし、関連委員会等との協働体制を強化し、学修環境の充実や教育改善を図り、ICTを利活用した教育を推進する。</p> <p>⑤ 教員評価項目の改善の必要性について引き続き検証を行う。また、教員の意欲高揚や能力開発につながるよう教員評価結果のフィードバックの方法や公表のあり方について検討を行う。</p> <p>⑥-1 前期課程・後期課程において、領域を超えた研究計画の発表会を行い、様々な視点から助言が受けられる場を提供する。</p> <p>⑥-2 指導力向上につながる研修会（研究集談会）や学外の研修・学会に参加する。</p> <p>⑥-3 修論発表会の公開を継続し、学内外からの意見を研究指導にフィードバックする。</p> <p>⑥-4 修士論文や博士論文の提出要領などを整備し、学生に周知する。</p>
<p>(4) 学生支援 ア 学部</p> <p>① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。</p>	<p>(4) 学生支援 ア 学部</p> <p>① 学生の学修や健康管理、生活に関する相談・指導を行うための体制や支援内容を充実・強化する。</p>	<p>(4) 学生支援 ア 学部</p> <p>①-1 学生アンケートを実施し、学生に必要な支援内容を検討し、実施につなげる。</p> <p>①-2 学年顧問を中心とした学生支援体制、支援のあり方の評価を行い、必要に応じて修正する。</p> <p>①-3 学生アンケート、保健室利用状況、外部カウンセラーからの情報を関係教職員間で共有</p>

<p>② 学生がより良い進路を実現できるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。</p> <p>③ 県内就職率の向上を図るため、学生や卒業生に対する支援に重点的に取り組む。</p>	<p>② 学生の自主的活動（自治会、大学祭、サークル、ボランティア等）の活性化を図るため、必要な指導・支援を行う。</p> <p>③ 国家試験対策として、個別指導や模擬試験の実施等、全学的な支援を行う。</p> <p>④ 就職対策委員会、学年顧問、就職情報・相談室及び事務局が密接に連携を図りながら、学生への就職関連情報の提供や指導・助言を行う。</p> <p>⑤ 県内就職を促進するため、県内医療機関等の情報提供や就職説明会の開催、試験・面接対策等を行う。また、県外に就職した卒業生に対しては医療機関や関係団体、同窓会等と連携して、Uターンに関する情報発信や相談体制の充実・強化等を行う。</p>	<p>し、学生の支援につなげる。</p> <p>①-4 新型コロナウイルス感染症の影響下における学生生活の実態を適切に把握し、奨学金等学生支援を行うなど学びの継続を支援する</p> <p>①-5 新入生に対し、大学生生活への移行が円滑に行われるよう支援する。</p> <p>①-6 学年を超えた学生同士のサポートシステム（ピアサポート）により学生間の交流を行う。</p> <p>②-1 新入生オリエンテーションを実施し、新入生と在學生との主体的な参加・交流が促進されるよう在學生が行う企画・運営を支援する。</p> <p>②-2 学生の自主的活動(自治会、大学祭、サークル、ボランティア等)に関して、必要な指導・支援を継続する。</p> <p>②-3 成績優秀者のみならず課外活動・社会活動の評価を積極的に行い、学生表彰規程に基づき学生表彰を充実する。</p> <p>③-1 2020年度の国家試験の結果を踏まえて、引き続き看護師国家試験対策連携体制に基づき、国家試験対策を効果的に推進し、合格率100%を目指す。</p> <p>③-2 過去の不合格者の学内成績評価との関連性を分析し、解決の方向性を見出す。また、3年生を対象とした国家試験対策の開始時期を早める。</p> <p>④-1 入試区分と県内就職率の推移について、引き続きデータを蓄積し、分析結果から得た傾向をもとに就職支援について検討する。</p> <p>④-2 今年度は、小論文添削講座を時期を早めて実施するとともに、その満足度について調査を行い評価する。また、模擬面接の効率化を図り、その効果について評価を行う。さらに、昨年度に引き続き、低学年向け就職ガイダンスを実施し、4年間で一貫した就職に関するガイダンスができるように検討する。</p> <p>⑤-1 県内就職を促進するため、下記の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内医療機関合同就職説明会にあわせ、県内医療機関等との情報交換会を実施し、その結果を基に次年度の開催時期と内容を検討する。 ・ 卒業生の実践を知る会については、時期と内容を検討のうえ実施する。 ・ 知事とのランチミーティングについては、そのあり方を県医療薬務課と協議し、開催要領を見直す。また、前年度代替企画として行った4年生の就職活動報告会の評価を行い、継続開催について検討する。 ・ 県内医療機関が実施する奨学金制度の情報を集約したうえで、学年顧問を通じて、全学生に
---	---	--

		<p>周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、看護専門分野部会と連携して学生ニーズに合わせた実習フィールドを開拓し、県内医療施設への就職に対する動機づけを高めていく。 <p>⑤-2 県内医療機関へUターン就職をした卒業生へ実施したアンケート結果を学部生に提供する。また、学外ホームページに相談申込フォームを作成し、寄せられた相談に対してオンラインで就職相談員が対応するなど、県外からの相談にも対応できる仕組みについて検討し整備する。</p>
<p>イ 大学院</p> <p>① 社会人学生に対しては、学修と就業が両立できるよう支援する。</p> <p>② 修了生が高度な専門性を備えた看護職者として更なる質の向上を図ることができるよう修了後の支援を行う。</p>	<p>イ 大学院</p> <p>① 学生との情報交換を通じて学修や生活に関する支援のニーズを把握し、必要な支援を行う。</p> <p>② 修了生にも対応した研修会の開催や、情報提供等を行う。</p>	<p>イ 大学院</p> <p>①-1 大学院生のアンケートから得られた意見をもとに、学修における課題を把握し、改善につなげる。</p> <p>①-2 大学院生の研究費支援を行う。</p> <p>② 学内開催の研修会などを院生、修了生に周知し、資質の向上を図る機会を提供する。</p>
<p>ウ 別科</p> <p>① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。</p> <p>② 学生がより良い進路を実現できるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。</p> <p>③ 県内就職率の向上を図るため、学生や卒業生に対する支援に重点的に取り組む。</p>	<p>ウ 別科</p> <p>① 学生の学修や健康管理、生活に関する相談・指導を行うための体制や支援内容を充実・強化する。</p> <p>② 学生の自主的活動（自治会、ボランティア等）の活性化を図るため、必要な指導・支援を行う。</p> <p>③ 国家試験対策として、個別指導や模擬試験の実施等、全学的な支援を行う。</p> <p>④ 助産師として長期的ビジョンに立ったキャリア形成ができるようキャリア教育を充実する。</p>	<p>ウ 別科</p> <p>① 学生5人につき教員1名のアドバイザー制を取り、個別相談・支援を行う。別科学生への学修・実習上の課題等を把握し、向上・改善につなげる。</p> <p>② 中高生へのピアカウンセリング活動を学生が主体的に実施できるようサポートを行う。</p> <p>③ 助産師国家試験対策の模擬試験を年3回実施し、その結果をもとに個別指導を行う。また、国家試験対策セミナーを開催し、助産師国家試験の合格率100%を目指す。</p> <p>④ 助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）を助産師のキャリア開発に活用し、能力向上への動機づけとなるよう教育内容の充実を図る。</p>

	<p>⑤ 社会人入試により入学した学生については、入試の際に推薦された施設への再就職を促すとともに、その他の学生についても県内の産科医療機関（一次分娩施設）への就職を促す。</p> <p>⑥ 県内医療機関等の情報提供や相談体制の充実強化に加え、県内定着を促進するフォローアップ体制を構築する。</p>	<p>⑤-1 社会人推薦枠で入学した学生について、在学中に適宜推薦病院に状況を報告し、全員の再就職を支援する。</p> <p>⑤-2 学生に対し県内産科医療機関に就職し活動することの意義を講義や実習を通して伝え、県内就職率80%を目指す。</p> <p>⑥ 昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実習の機会が十分に確保できなかったため、新卒の県内就職者を対象に、助産師のクリニカルラダー（新人）の指標を活用したフォローアップ研修を実施する。</p>
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1)研究の水準及び成果</p> <p>① 研究水準の向上を図り、質の高い研究を行うとともに、地域社会のニーズが高い実践的な研究に積極的に取り組む。</p> <p>② 科学研究費助成事業や、県、市町村、医療機関等との共同研究等に積極的に取り組む。</p> <p>③ 研究活動や成果に関する情報を積極的に発信し、地域社会に還元する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究の水準及び成果</p> <p>① 県、市町村、医療機関等と連携して、共同研究等を推進する。</p> <p>② 全教員が、地域社会の抱える課題やニーズを把握し、それぞれの専門分野に応じて、研究に積極的に取り組む。</p> <p>③ 研究の自己点検・評価体制を検討し、研究の質を向上させるための仕組みを整備する。</p> <p>④ 教員の研究能力を維持向上するため、全教員が科学研究費助成事業等の外部資金に毎年申請することを目指す。</p> <p>⑤ 海外教員・研究者との共同研究や人事交流を推進する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究の水準及び成果</p> <p>① 施設及び行政機関の職員との意見交換等により地域の健康課題を把握し、相互に連携して共同研究等に取り組む。また、外部機関と連携して共同研究等に取り組むための仕組みを検討する。</p> <p>② 看護研究・研修センター主催の地域の課題に関する研修会について、開催方法などを検討し、それぞれの専門分野で研究に取り組む。</p> <p>③-1 研究集談会を年4回以上開催する。</p> <p>③-2 各領域で国内外の学会発表や学術誌等への投稿実績を各領域で点検評価し、研究の活性化を図る。</p> <p>④-1 全教員が科学研究費助成事業等に申請し、外部資金の獲得を目指す。</p> <p>④-2 研究に関する研修会への参加状況を調査し、現在行われている研修の情報を教員に周知するとともに、参加の希望があった場合には、その必要性を検討のうえ、派遣する。</p> <p>⑤ 国際学会について、オンラインなどで参加可能な学会の情報を収集し、教員に周知する。</p>

	<p>⑥ 研究活動や成果に関する情報を、リポジトリ（大学における教育・研究の成果を系統的に整理した「ネット上の保管庫」）や学術誌等で公表するとともに、講演会等を通じて、医療機関や県民等に積極的に還元する。</p>	<p>⑥-1 研究紀要の論文掲載件数を増やし、誌面の充実を図る。また、オンラインジャーナルを導入し、締め切りを廃止することで常時投稿を可能とする。また、各教員の研究活動等について、ホームページ等を活用して情報発信を行う。</p> <p>⑥-2 教員にリポジトリの趣旨や意義を周知し、登録件数の増加を図る。</p>
<p>(2) 研究の実施体制</p> <p>① 効果的かつ適正な研究活動を行うため、予算や人員等の研究資源を適切に配置し、研究組織及び研究環境を充実・強化する。</p> <p>② 研究における公正性の確保や対象者の尊厳及び人権を守るため、研究における倫理基準の遵守を徹底する。</p> <p>③ 科学研究費助成事業等の外部資金を積極的に獲得するため、全学的な支援を行う。</p>	<p>(2) 研究の実施体制</p> <p>① 大学として重点的に取り組む研究や先進的な研究については、予算や人員等を優先的に配分する等、積極的に支援する。</p> <p>② それぞれの専門分野の研究を推進・発展させるために、研究支援体制を整える。</p> <p>③ 研究倫理に関するガイドラインや学内規程を周知するとともに、研究倫理に関する審査体制を継続的に検証し、必要に応じて見直しを図る。</p> <p>④ 科学研究費助成事業や団体・企業との共同研究等の外部資金に関する情報収集や周知、申請手続等を円滑に行うため、教員と事務局職員が連携した支援体制を構築する。</p>	<p>(2) 研究の実施体制</p> <p>①-1 「重点研究・教育」助成事業及び若手奨励研究事業制度について、教員全体から申請への障壁についての意見を集め、引き続き、制度の改善に向けた検討を行う。</p> <p>※ 「重点研究・教育」助成事業・・・本学において重点的かつ戦略的に取り組む研究及び教育を募集し、優れた研究及び教育に対して助成する事業。</p> <p>※ 若手奨励研究助成事業・・・若手教員の研究活性化及び学内の優れた教育・研究活動の推進等を図るため、若手教員を対象に研究を募集し、優れた研究に対して助成する事業。</p> <p>①-2 市町村や県の健康課題・地域課題を解決するための新規の研究的取組を促し、地域貢献等研究推進事業として採択し、支援する。</p> <p>② 若手教員の研究的取り組みに関する意見を定期的に聴取する機会を設定し、そこに中堅以上の教員も参加することで、若手教員との共同研究の活性化を図る。</p> <p>③-1 教員及び大学院生が、研究を通じ学問的良心のもと、自律的に社会への責任を果たせるよう、研究倫理に係る研修の機会を設ける。</p> <p>③-2 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づく審査体制のもとで、指針に沿った審査を行う。</p> <p>④-1 ④-2の科研費申請補助事業制度と連携し、科研費採択率向上に向けた取組として、申請した教員や採択された教員へのインセンティブ制度に関して検討を行う。</p> <p>④-2 科研費申請補助事業制度[※]について、A評価を受けた研究への支援に関するアンケート調査をもとに、支援のあり方について検討する。</p> <p>※ 科研費申請補助制度・・・科学研究費助成事業等においてA判定を得ながら採択されなか</p>

		った研究に対して、申請に基づき助成する制度。
<p>3 地域貢献に関する目標</p> <p>(1) 地域社会との連携</p> <p>① 県内の大学や自治体、関係機関等と連携し、地域のニーズに応じた教育研究活動を推進する。</p> <p>② 医療機関や看護職者等のニーズを踏まえ、県内の看護職者の資質向上の取組を推進する。</p>	<p>3 地域貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 地域社会との連携</p> <p>① 看護研究・研修センターを中心に、地域社会が抱える課題に対応した教育研究活動を行い、その成果を積極的に地域に還元する。</p> <p>② 公開講座やシンポジウム等の開催を通じて、本学の教育研究活動の成果を県民に還元する。</p> <p>③ 教員の専門性を活かし、市町村の審議会・委員会等へ参画し、政策形成を支援する。</p> <p>④ 認定看護師又は認定看護管理者の育成、訪問看護師育成に係るプログラム開発、看護職者に対する研修・指導等、高度な知識・技術の修得支援や看護職者の学び直しの機会を提供する。</p>	<p>3 地域貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 地域社会との連携</p> <p>① 地域貢献事業を通じた研究の成果を報告書、学会及び看護研究・研修センター事業年報で積極的に報告する。</p> <p>②-1 本学が主催・共催する公開講座を開催する。また、市町村と連携した出前公開講座の周知を図るとともに、講座の開催について支援する。</p> <p>②-2 県民を対象とした「中山間地域自治体のケーブルテレビ放送を活用した健康づくり評価事業」「要支援・要介護者のための介護予防運動プログラム作成事業」「認知症ヘルスケアプログラム開発事業」「高等教育機関における性と生殖に関する支援事業」「地域高齢者のフレイル改善と予防に関するモデルプランの提言」「更年期女性への健康支援事業」については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮した上で実施する。</p> <p>②-3 県民を対象とした研修会の講師として、教員の専門性に応じて派遣する。</p> <p>③ 市町村の審議会や委員会の委員として、教員の専門性に応じて派遣する。</p> <p>④-1 認定看護管理者教育課程については、受講ニーズを把握した上で、資格を持つ教員が確保できれば、再開講について検討する。</p> <p>④-2 感染管理認定看護師教育課程を再開し、円滑な運営を図る。また、特定行為研修を組み込んだ認定看護師教育制度B課程の立ち上げを検討するため、宮崎県主催の特定行為研修制度の立ち上げ検討会に参加するなどして情報収集を行う。</p> <p>④-3 訪問看護師養成研修・新卒訪問看護師教育プログラム作成等の実績をもとに、宮崎県看護協会が実施する教育研修等への指導助言を行う。さらに、県内の看護教員の訪問看護に対する認識を高めていく実践研修の開催を検討する。</p> <p>④-4 看護職者を対象とした研修として、「高齢者施設における感染対策の実践型出前研修」「感染管理スキルアップ研修事業(Ⅱ)」「地域医療における看護の質向上を目指した実践及び研究の協働事業」「精神科病院中堅看護師の新人看護師教育力育成事業」「精神科訪問看護力向</p>

		上のためのネットワーク構築事業」を実施する。
<p>(2) 県の政策との連携</p> <p>① 公共性・公益性を有する県立の「知の拠点」として、県の政策課題に対応した教育研究活動を実施するなど、県と連携して看護政策を推進する。</p>	<p>(2) 県の政策との連携</p> <p>① 本学が有する専門的知識や技術・人材等を活用して、県の保健・医療・福祉に関する調査研究等を積極的に行うとともに、県立の教育研究機関として県の施策展開に貢献する。</p> <p>② 県の審議会・委員会等への参画や、県福祉保健部・県病院局との意見交換等を通じて、看護政策の形成に寄与する。</p> <p>③ 県立病院の他、県内医療機関と連携し、院内教育への参画等を行い、看護の実践及び教育の水準向上に努める。</p>	<p>(2) 県の政策との連携</p> <p>① 県政課題を踏まえた官学連携事業「措置入院者の退院後支援力育成事業」及び委託事業「保健師の力育成事業」を実施する。</p> <p>②-1 県の審議会・委員会等への委員として、教員の専門制に応じて派遣する。</p> <p>②-2 県政課題の把握のため、県福祉保健部・県病院局との意見交換の場を設定し、官学連携事業の可能性を検討する。</p> <p>③ 看護職者を対象とした研修会講師や事例検討の支援者として教員を派遣し、看護の質向上及び人材育成に向けた支援を行う。</p>
<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>① 理事長及び学長のリーダーシップの下、意思決定の迅速化を図り、教員及び事務局職員が一体となって効率的かつ効果的な大学運営を行う。</p> <p>② 大学に関し広くかつ高い識見を有する者等の意見を積極的に取り入れ、多様な観点を踏まえた運営を行う。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 理事会、経営審議会、教育研究審議会の役割を踏まえ、効率的かつ効果的な大学運営を行う体制を構築する。</p> <p>② 教員及び事務局職員が、それぞれの専門性を生かしつつ一体となって効率的な大学運営に取り組むことができるよう、必要に応じ、学内委員会</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 理事会、経営審議会及び教育研究審議会の役割分担により、効率的な法人運営を行う。</p> <p>①-2 各委員会からの要望に応じ、教学、研究及び地域貢献並びに大学運営等にかかる意思決定及び企画立案に資する資料を作成する</p> <p>② 委員会や事務局の役割分担により、効率的な大学運営が可能となるよう、役割や組織を継続的に点検する。</p>

<p>③ 法令に基づく監査に加え、日常的な業務チェック体制を充実・強化し、法人移行後も引き続き適正な運営を行う。</p>	<p>や事務局の役割分担を見直す。</p> <p>③ 理事や経営審議会委員、教育研究審議会委員に外部の有識者や専門家等を登用し、学外者の意見を大学運営に適切に反映させる。</p> <p>④ 法令に基づく監査に加え、会計処理や業務の執行方法等に関する内部牽制機能の向上に努める。</p>	<p>③ 理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員にそれぞれの役割に応じた識見を持つ外部有識者を登用する。</p> <p>④ 内部監査を適切に実施し、内部牽制機能の更なる向上を図る。</p>
<p>2 人事の適正管理に関する目標</p> <p>① 教育研究活動の活性化を図るため、優秀な人材の確保に努めるとともに、適正な人事管理を行う。</p> <p>② 教員の教育・研究能力や業績を公平かつ客観的に評価し、その結果を活用して教育の質の改善・向上を図る。(再掲)</p> <p>③ 事務局職員の能力や業績を公平かつ客観的に評価し、業務の能率向上を図る。</p>	<p>2 人事の適正管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 職員の意識や意欲、能力が向上する勤務環境を整備するとともに、教員の採用に関する方針・計画を定め、教育研究能力に優れた人材を採用する。</p> <p>② 教育研究に関する目標を達成するため、経営状況等を踏まえつつ、機動的な人員配置や定数の見直しを行う。</p> <p>③ 教員の研究水準の向上や社会貢献活動を推進するとともに、学内活動の充実との均衡を図るため、兼職兼業許可基準を明確化する。</p> <p>④ 教員の能力や業績を公平かつ客観的に評価する制度を導入する。また、その評価結果に基づいて、教員の能力開発や教育研究の質的向上を促す仕組みを導入する。(再掲)</p> <p>⑤ 事務局職員については、県の制度を参考に、業績や能力を公平かつ客観的に評価する制度を導入する。</p>	<p>2 人事の適正管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 教員組織編成方針に基づき公募を行い、優秀な人材の獲得を行う。</p> <p>② 本学の教育研究現場の状況、社会情勢、財務状況等を総合的に勘案した定数とし、機動的な人員配置を行う。</p> <p>③ 教員の兼業許可に関し、本学の教育研究業務に支障のない範囲で教員の社会貢献活動を推進するため、基準に基づき適切に運用する。</p> <p>④ 教員評価項目の改善の必要性について引き続き検証を行う。また、教員の意欲高揚や能力開発につながるよう評価結果のフィードバックの方法や公表のあり方について検討を行う。(再掲)</p> <p>⑤ 県派遣の事務局職員について、県基準に基づいた人事評価を行う。</p>

<p>3 事務の効率化・合理化に関する目標</p> <p>① 事務処理方法や事務組織の見直し等により、事務の効率化・合理化を推進する。</p>	<p>3 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 効率的かつ適正な事務処理を行うため、事務処理方法の継続的な見直しを行う。</p> <p>② 柔軟かつ機動的に事務組織の見直しを行う。</p> <p>③ 定型的な業務については、効率化・合理化の観点からアウトソーシングの可否を検討する。</p>	<p>3 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 簡素化可能な事務処理について継続的に点検し、必要な見直しを図り、事務処理に要する時間とコストを削減する。</p> <p>② 業務ニーズに対応するように、必要に応じて事務組織を見直す。</p> <p>③ 給与事務の一部を外部委託し、適切な運営を図る。</p>
<p>第5 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標</p> <p>① 安定した経営基盤を確立するため、授業料等の学生納付金及びその他の自己収入の確保に努める。</p> <p>② 科学研究費助成事業等の外部資金を積極的に獲得するため、教員の研究意欲が向上する仕組みや全学的な支援体制を構築する。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 授業料等の学生納付金については、本学の経営状況や他大学の状況、社会経済情勢等を総合的に検討し、適切な金額を設定する。</p> <p>② 学生納付金の納入方法については、コストや学生の利便性等を考慮して見直し、学生納付金の滞納防止に取り組む。</p> <p>③ 教員の研究能力を維持向上するため、全教員が科学研究費助成事業等の外部資金に毎年申請することを目指す。(再掲)</p> <p>④ 科学研究費助成事業や団体・企業との共同研究等の外部資金に関する情報収集や周知、申請手続等を支援する体制を構築するとともに、研究開発の取組に対する効果的なインセ</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標を達成するための措置</p> <p>① なし(授業料規程は整備済)</p> <p>② 学生納付金に関し、学生及び保護者への引落日の周知を行うとともに、引落不能時の連絡を適切に行うなど滞納防止に取り組む。</p> <p>③ 教員研修会にあわせて科学研究費助成事業の申請方法について説明を行い、事務的サポートを行う。</p> <p>④ 科学研究費助成事業やその他の外部資金に関して適宜情報提供を行うとともに、申請書類について事務的チェックを行う等、申請手続のサポートを行う。</p>

	ンティブを検討する。	
2 経費の効率的執行に関する目標 ① 職員のコスト意識を高めるとともに、予算を効率的に執行し、経費の節減に努める。	2 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置 ① 職員や学生に対し、省エネルギー・省資源への意識づけを行い、光熱水費等のコスト削減に取り組む。 ② 維持管理費について、契約方法や契約内容の見直しを行い、経費の節減に努める。	2 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置 ① 定期的に学生・教職員に電気使用料の状況等を一斉メールにより周知し、省エネを呼びかける。 ② 電気需給契約について、契約業者を入札により決定することにより契約単価の見直しを行う。
3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標 ① 施設・設備等は適正に管理し、有効活用を図る。 ② 資金は安全かつ効率的に管理する。	3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置 ① 施設・設備等の状態を常に把握し、定期的な点検や、計画的な整備改修を行う。 ② 教育研究活動に支障がない範囲で施設・設備を開放し、地域社会に貢献する。 ③ 資金は資金計画に基づき適正に管理し、余裕資金については安全かつ効率的な方法で運用する。	3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置 ①-1 施設・設備等の状態を常に把握し、適切に維持管理するため、定期的に保守点検等を実施する。 ①-2 学内システムの更新を各種業務等に支障がないよう計画的に実施する。 ①-3 長寿命化計画に基づく施設整備を計画的に実施する。 ② 講義室等の教室については、大学運営に支障の出ない範囲で、公共利用等に貸し出す。 ③ 余裕資金の運用を安全かつ効率的に行う。
第6 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標 1 自己点検及び評価の実施に関する目標 ① 大学の教育研究活動や法人の業務運営について、自己点検や外部評価を行い、継続的な改善に努める。	第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置 1 自己点検及び評価の実施に関する目標を達成するための措置 ① 中期目標・中期計画・年度計画の進捗状況や取組結果等について、自己点検や地方独立行政法人評価委員会による外部評価を毎年度行う。	第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置 1 自己点検及び評価の実施に関する目標を達成するための措置 ① 年度計画を策定し、事業年度終了後に自己点検を実施するとともに、法人化後4年の実績を確認し、中期目標期間終了時に見込まれる業務実績報告書を作成し、地方独立行政法人評価委員会による外部評価を受ける。 また、次年度に受審する認証評価向け、ポートフォリオを作成する。

<p>② 自己点検や外部評価の結果は積極的に公表する。</p>	<p>② 自己点検や外部評価の結果に基づき、組織体制の見直しや、業務執行方法の改善に取り組む。</p> <p>③ 点検・評価の結果や改善策等については、ホームページ等で公表する。</p>	<p>② 自己点検や法人評価の結果を学内で共有し、業務改善に取り組む。</p> <p>また、内部質保証については、より組織的な点検・評価が実施できるよう、将来構想・自己点検評価委員会の（内部質保証の）体制を見直す。</p> <p>③ 自己点検や外部評価の結果をホームページ等で広く公表する。</p>
<p>2 情報公開の推進に関する目標</p> <p>① 透明性が高く開かれた大学運営を行うため、法人の業務に関する情報等を積極的に公開するとともに、大学の教育研究活動等の情報や成果について広く情報発信する。</p>	<p>2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 法人の経営状況等、法令に基づき公表する情報に加え、本学の教育研究活動等の情報や成果、地域貢献の取組等をホームページ等で積極的に公表する。</p> <p>② 発信する情報の内容や対象に応じ、有効な広報媒体を活用して、効率的かつ効果的な広報活動を行う。</p>	<p>2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 法人化に伴う法令に基づく公表情報に加え、本学の教育研究活動等の情報や成果、地域貢献等の取組について、年度当初より積極的に情報発信を行う。</p> <p>また、研究シーズ集の年次更新を適切に行い、公開後は閲覧数を把握する。</p> <p>②-1 大学ウェブサイトの運用ルールを遵守し、学外に向けて情報発信するホームページの適正かつ迅速な運用に努める。</p> <p>②-2 学外ホームページリニューアルを機に、誰もがホームページ等で提供され情報や機能を支障なく利用できるようホームページの「ウェブアクセシビリティ」を構築する。</p>
<p>第7 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 大学の安全管理に関する目標</p> <p>① 安全・安心な教育研究環境を確保するため、危機管理体制及び安全衛生管理体制を強化する。</p> <p>② 情報管理を徹底するため、情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 大学の安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 事故や災害発生時の危機管理マニュアルを整備し、学生や職員に周知徹底するため、定期的に講習会や訓練を行う。</p> <p>② 労働安全衛生法等に基づき、安全衛生管理に関する学内規程を整備するとともに、学内における安全衛生管理体制を確立する。</p> <p>③ 情報セキュリティポリシーを整備し、学生や職員に周知徹底するため、定期的に研修を行う。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 大学の安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 避難訓練、犯罪被害予防講習会及び交通安全教室を実施し、危機管理に関する啓発を行う。</p> <p>①-2 整備した危機管理マニュアルをもとに、事業継続計画（BCP）を整備する。</p> <p>② 働き方改革に対応するため、年次休暇の計画的な取得を働きかけるなど、労働環境の改善に取り組む。</p> <p>③ 職員及び学生を対象として情報セキュリティポリシーの周知を図り、情報セキュリティに関する研修を実施する</p>

<p>2 人権の尊重に関する目標</p> <p>① 人権が侵害され、良好な教育研究環境が損なわれることがないよう、学生及び職員の人権意識の向上を図るとともに、ハラスメント等を防止するための制度・体制を整備する。</p>	<p>2 人権の尊重に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 学生及び職員に対し、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の人権侵害の防止に関する研修や啓発を行う。</p> <p>② 人権侵害に関する通報・相談窓口の機能強化を図るとともに、学生への周知を行う。</p>	<p>2 人権の尊重に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 職員を対象としハラスメントや人権に関する研修を実施する。</p> <p>② ハラスメントに関するリーフレットを配布し、相談体制を学内掲示板等により学生に周知する。ハラスメント相談員については、若手の教員を加えるとともに、引き続き教員だけでなく、事務局職員の相談員を設置し、職員及び学生が相談しやすい体制とする。</p>
<p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>① 学生や職員の法令遵守を徹底し、法令等に基づく教育研究活動・大学運営を行う。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 学生及び職員に対し、定期的に法令遵守に関する研修や啓発を行う。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 大学に外部講師を招きコンプライアンスに関する研修を実施する。</p>